

申告は正しく3月15日までをお願いします



町県民税・所得税の申告

申告は必要？

次のフローチャートを参考に確認しましょう

スタート

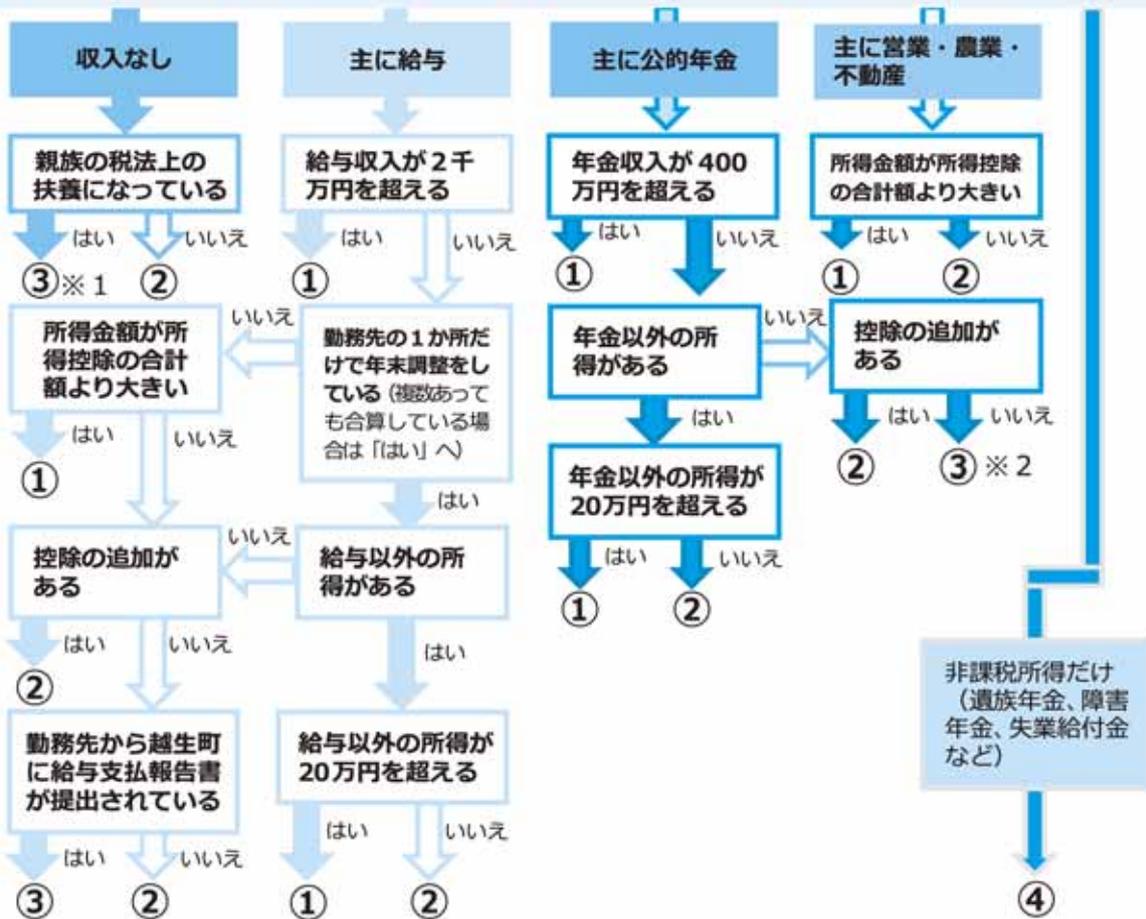
平成31年1月1日現在、
越生町に住んでいました？

いいえ

越生町に町県民税の申告をする必要はありません
平成31年1月1日に住んでいた市区町村へ相談してください

はい

平成30年中にどのような収入がありましたか？



判定結果

フローチャートは一般的な例を示しています。ご不明な点は税務課へお問い合わせください。

①	所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。
②	町県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
③	確定申告・町県民税の申告は必要ありません	※1の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。 ※2の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。
④	町県民税の申告が必要な場合があります	介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税などの関係で申告が必要な場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。

申告期間は

2月18日

～3月15日

各地区の申告受付日

2月			3月		
18日	月	越生東一	1日	金	津久根・麦原
19日	火	越生東二	2日	土	土曜開庁相談日
20日	水	黒山・龍ヶ谷	4日	月	大谷・成瀬
21日	木	黒岩	5日	火	鹿下・古池
22日	金	西和田	6日	水	唐沢・上野東
23日	土	土曜開庁相談日	7日	木	大満
25日	月	上谷・堂山	8日	金	如意・如意東 しらさぎ
26日	火	小杉	9日	土	土曜開庁相談日
27日	水	上野一	11日	月	河原・新宿
28日	木	上野二	12日	火	上町・仲町
			13日	水	本町
			14日	木	上台
			15日	金	(予備)

【次の申告は税務署での受付です】

- 土地・建物・株、ゴルフ会員権などの譲渡所得
 - 住宅借入金等特別控除（初回）
 - 青色申告
 - 平成29年分以前の所得税の申告
 - 雑損控除を受ける方
 - 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の受給者
- ※その他、申告の内容によっては税務署へ直接申告をお願いする場合があります。

申告会場と時間等

各地区の町県民税、所得税の申告受付日は上記のとおりです。指定日に来られない場合は、別の日に申告することも可能です。比較的午後は空いています。

なお、医療費控除や住宅借入金等特別控除などによる還付申告は、1月4日(木)から税務署で行うことができます。

受付時間 平日・午前9時～11時、午後1時～4時
土曜日・午前9時～11時
※2月21日、22日は税理士の無料申告相談を行います。
場所 役場2階会議室

税務課からのお願い

申告に関する問い合わせは、2月18日以前にお願いします。申告期間中は税務課窓口でお待たせしたり、お答えが遅くなったりする場合があります。

また、土曜日の申告は、対応可能な職員の数が少ないため、再度来庁していただく場合があります。

なるべく平日に来庁するか、ご自身で申告書を作成し郵送するよう、ご協力をお願いします。

町民課からのお願い

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、収入が無い場合でも毎年申告する必要があります。国民健康保険税の所得割額は、前年の所得を基に決定するので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費や入院時の食事代などについては、所得に応じて自己負担額の区分を判定しています。そのため、申告していないと、軽減等が受けられない場合があります。申告期間内に忘れずに申告するようお願いいたします。

軽減が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）および国保加入者全員が所得申告した世帯に限られます。

町民課 国保年金担当
TEL内線 121・122